

資産課税 固定資産税・都市計画税の減額措置の延長・拡充

1. 改正の概要

(1) 一定の改修を行った住宅に対する減額措置

工事完了の翌年度分の家屋に係る固定資産税の減額措置について、適用期限が2年間延長されるとともに、省エネ改修の適用対象等について所要の措置を講ずる。

(適用期限の延長)

	減額割合※	適用期限	
		改正前	改正後
耐震改修	1/2 (2/3)	2022年(令和4年)3月31日まで	2024年(令和6年)3月31日まで
バリアフリー改修	1/3 (1/3)		
省エネ改修	1/3 (2/3)		

※ ()書きは認定長期優良住宅に該当することとなったものの減額割合

(省エネ改修の適用対象の拡充)

	改正前	改正後
対象住宅	2008年(平成20年)1月1日に 存していた住宅	2014年(平成26年)4月1日 に 存していた住宅
工事費用	50万円超	60万円超

(2) 新築の認定長期優良住宅に係る減額措置

固定資産税の1/2の減額措置の適用期間の優遇について、適用期限が2年間延長される。

	新築時期	
	改正前	改正後
新築の認定長期優良住宅	2022年(令和4年)3月31日まで	2024年(令和6年)3月31日まで

(参考 適用期間の優遇の概要、減額割合はいずれも1/2)

	一般住宅	認定長期優良住宅
戸建て	3年間	5年間
マンション	5年間	7年間

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。